

令和7年度自動体外式除細動器賃貸借仕様書

1. 業務名 令和7年度自動体外式除細動器賃貸借
2. 概要 本件は、久留米市が受託者から自動体外式除細動器（以下、AED という。）を借受け、賃借料を支払うものである。

3. 業務場所(設置箇所)

No.	校区コミュニティ組織名	納入（設置）場所	住所（久留米市）
①	水縄校区まちづくり振興会	水縄校区コミュニティセンター	田主丸町石垣 913-15
②	田主丸校区まちづくり振興会	田主丸校区コミュニティセンター	田主丸町田主丸 459-11 (田主丸総合支所内)
③	城島校区まちづくり創造会議	城島校区コミュニティセンター	城島町檜津 743-2
④	下田校区まちづくり振興会	下田校区コミュニティセンター	城島町下田 293-3
⑤	浮島校区コミュニティ振興会	浮島校区コミュニティセンター	城島町浮島 388

4. 設置台数 5台（上記箇所に各1台）
5. 履行期間 令和7年9月1日から令和11年8月31日までの48月間
6. 入札額 上記5台分の1月の賃借料（消費税等の額を除く）
7. 契約方法 契約は、設置から4年間の賃貸借契約とする。ただし、次年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合はこの限りではない。

8. 機器仕様

- ① AED 本体及び電極パッドは医療用具として薬事法上の承認を得ていること
- ② 非医療従事者の使用が認められていること
- ③ AED 本体及び付属品は新品であること
- ④ AED 本体が、乳児を含めた未就学児(小児)への使用が許可された機種であること
- ⑤ 小児と大人の切替スイッチがあること
- ⑥ 出力波形は二相波形式であること
- ⑦ 蓋を開けると自動で電源が入ること
- ⑧ 日本語による音声と、カラー画面にイラスト及び文字で操作方法を表示する機能を

有すること

- ⑨ オートショック機能を有すること
- ⑩ 胸骨圧迫、人工呼吸のガイド機能を有すること
- ⑪ 最新の日本版救急蘇生ガイドラインに対応していること
- ⑫ セルフテスト機能を有し、AED 本体、電極パッド、バッテリー等のセルフテストを毎日 1 回以上行い、結果を表示すること
不具合等が生じた場合は、音による警告を続けること
- ⑬ 電極パッドは、小児と大人の兼用であり、接続した状態で保管できること
- ⑭ 防塵・防水機能は IP66 に適合すること

9. 付属品（1 台あたり）

- ① バッテリー 1 個
- ② 電極パッド 2 個
- ③ 救急セット 1 式
(衣服切除用ハサミ、カミソリ、人工呼吸用マウスピース、感染防止用手袋、タオル)
- ④ 専用キャリングケース

10. 保守管理

- ① バッテリーや電極パッドなど定期交換が必要な消耗品については、使用期限内に無償で交換し、正常に使用できる状態に保つこと
- ② 契約期間中、久留米市の責によらない故障、盗難、破損等の場合、機器の交換、修繕などを迅速に無償で行うこと
- ③ リモート監視システム等により AED の状態を管理し、エラー発生時や消耗品の期限が近づいた場合は、メール等で設置箇所に通知すること
- ④ AED 本体に保守担当者の連絡先を明示すること

11. その他

- ① 納入に際しては、あらかじめ校区コミュニティ組織と協議した上で行い、電源を投入し、良好に作動することを確認すること
また、AED の取り扱い説明を校区コミュニティ組織の事務局職員に実施すること
使用方法の照会については、随時応じること
- ② 落札者が市に対し AED を直接賃貸できない場合は、落札後速やかに届け出た上でリース会社との三社契約を締結できるものとする
- ③ 賃貸借終了後、受託者は AED（付属品含む）を撤収すること
その際の費用は受託者の負担とする
- ④ この仕様書に定めのない事項については、双方の協議により定めるものとする